

# 教科書検定結果からみた社会科の教科特性 I

## — 教科書記述の政治的文脈 —

Subject Characteristic of Social Studies on School Textbook  
and Its Government Authorization (Part 1)

— Political Context of School Textbook —

大 関 泰 宏\*

Yasuhiro OHZEKI

### 要旨

本稿は、教科書検定による記述の変化を通じて社会科の教科特性を明らかにしようとする。その第1段階として、ここでは教科書記述の政治的文脈に着目している。具体的には、検定意見をともなう小学校社会科の国旗と従軍慰安婦の事例、および訂正申請に関わる中学校社会科の従軍慰安婦の事例を取り上げ、議論の素材としている。社会科の政治的特性は、教科書記述の文脈として読み取ることができるが、それは「こうも読める」という大人の視点で記述が許容されており、児童・生徒の学習にとって最適な表記・表現にはなっていない。また、訂正申請によるわずかな語句の修正にも政治的な背景が存在する可能性があることに留意する必要がある。

キーワード：教科書検定，社会科教科書，政治的文脈，国旗，従軍慰安婦

### I はじめに

社会科教科書の研究動向に関しては、寺尾(2001)の包括的な展望があり、教育カリキュラム、教室での授業、および学習者である児童・生徒、の三つの視点から教科書研究の目的を整理している。ただし、ここでは伊東(1984)が類型を定めた、いわゆる「教科書の政治学的研究」は除外されている。

「教科書の政治学的研究」とは、教科書の記述内容についてイデオロギー対立を背景とするような政治的な論争、または教科書検定制度や検定内容の正当性・妥当性に関する議論を指している。この種の研究が教科教育学の範疇から除外される傾向にあるのは、教科書の使用者である教師や児童・生徒の目線で議論したいという教育者の指向に基づくものであろう。

しかしながら、すでに伊東(1984)が指摘したように、「教科の特性からして、社会科はつねにイデオロギーの対立に直面する宿命を負っている」のである。本稿は、1990年以降の教科書

検定の資料に基づいて社会科の教科特性を示そうとするものである。この時期の社会科に関して、97年に家永教科書裁判が終結する一方で、93年には横浜教科書訴訟が開始され、96年には「新しい歴史教科書をつくる会」が結成されている。98年に改訂された学習指導要領は「ゆとり教育」の定着を目指したが、2002年の教科用図書検定調査審議会答申にもとづく「発展学習」導入を経て、08年には「学びのすすめ」を具現化した新学習指導要領が告示された。すなわち、世紀を跨ぐ直近の20年間において、日本の社会科教科書はその政治学的論争において、また教育課程の編成論理から見ても大きな転換点にあったといえるだろう。

教育に関する上記の動向は、教科書検定という行政手続きを経て教科書の記述内容に織り込まれていくことになる。教科書の記述内容を全面的に見直すことができるのは、ほぼ4年に1回の検定時に限られ、教科用図書検定調査審議会の答申を受けて文部科学大臣が当該図書の可否を決定する。また、これ以外にも記述の軽微な修正のための「訂正申請」によって、教科書の内容は毎年更新されている。後者の手続きも

\* 岐阜大学教育学部

「検定済図書の訂正」として教科用図書検定規則に記載されていることから、検定プロセスの一部を構成するものと見なすことができる。検定を受けるために教科書会社が作成・申請した図書のことを「申請図書」というが、ここには社会科という教科に対する教科書会社や執筆者の見方・考え方が盛り込まれている。それに対して、申請図書の検定による修正もしくは訂正申請の可否は、文部科学省の社会科教育に対する見解にもとづいている。これら行政手続きによる申請図書から検定済教科書への記述の変化を分析することで、作成・使用者側と行政サイドの両面から見た社会科の教科特性を明らかにすることが可能となる。

教科書検定による記述内容の変更に関して、申請図書中の欠陥箇所および欠陥理由は「検定意見書」に記載されるが、これが公開されたのは1998年改訂の学習指導要領にもとづく2000年度の検定結果からである。それ以前の検定内容については、出版労連の「教科書レポート」や検定後のマスコミ報道、文部科学省のホームページによって事例の一部を知ることができるに過ぎない。具体的な検定事例に関して、執筆者側(高嶋 1994)と元文部省行政官(佐藤 1987)による著作も公刊されているが、1990年以降の学習指導要領改訂や教科書問題を踏まえた研究蓄積、とくに社会科の教科特性を論点とした分析事例に乏しいのが現状となっている<sup>1)</sup>。

「教科書を教える」のではなく「教科書で教える」のだという言説は一般に広く流布している。その意味内容について、木村(2003)が教科書の「教授学的研究」の系譜をふまえて整理しており、とくに小学校において、教科書に掲載された資料・記述をもとに教師が独自の教育内容を設定できるよう教科書の内容を改善していくことが重要である、との指摘がなされている。小学校では、教師が教えるための素材として教科書よりも、児童が自ら学習するための素材としての性格がより強く求められ、その要請は中学校の分野間では地理的分野においてもっとも顕著である(山本 2008)。本稿における以下の事例分析は、教師が素材として教科書を使用するという教育者の視点、児童・生徒が自学

自習する教材であるという学習者の視点、これらに加えて教科書検定に従事する教育行政や冒頭で述べた政治的な視点も含めて、多面的に社会科の教科特性を明らかにしていこうとする。小・中学校の社会科の教科書を分析対象とするが、同種の事象については論点をより簡明に示すために小学校教科書の事例を優先して採用している。

## II 「素直に読めば」と「こうも読める」

次の資料1は、A社による1994年作成の小学校社会科6年下巻用申請図書に記載されていた特設ページの全文である<sup>2)</sup>。若干長くなるが、90年代初頭における社会科の一断面を示すものとして記述の文脈を考察してみたい。

はじめにドイツの国旗の変遷が説明されている。ここには、ドイツが戦争被害に対する国家賠償を行ったと読める重大な誤記が含まれているが、論点の中心は国旗に関する記述である。国旗ハーケンクロイツの下で侵略戦争を行い、戦後は反省して国旗を改めた、という文脈に注意する必要がある。続いて「では、日本の場合はどうでしょう」と問うて、四つ目の段落で「日の丸は侵略のシンボル」、最後のところで「過去の日本の行為<sup>ことうい</sup>によって被害を受けた人々のことをわすれてはなりません」「歴史の反省のうえに立って、これらの人々から信頼<sup>しんらい</sup>を得られるようにしていくことがなによりも大切です」と結んでいる。すなわち、ドイツは侵略戦争を反省して国旗を変えたのに、日本は反省もせず、ハーケンクロイツと同様に侵略戦争のシンボルである日の丸を現在も国旗として使い続けている、このままで良いのでしょうか、という文意を子どもたちに投げかけている。

この申請図書の記述は、1999年の「国旗及び国歌に関する法律」以前のものであるが、学習指導要領には「我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てる」(文部省1989a: 37)とあることから、「記述が不十分である」という趣旨の検定意見が付されている。資料1は大幅な修正を経て検定に合格し、論点のドイツと日本の国旗に関する記述は資料2および資料3のように改められている。

## 資料 1 国旗に関する申請図書の記述

## 国旗のもつ意味

世界のどの国にも国旗があります。それらの国旗を見てみると、その国の歴史や文化によって、旗の色やデザインもさまざまです。

1990年に東西統一を果たしたドイツでは、これまで、何度か国旗が変化してきました。ドイツでは、第2次世界大戦前に、ヒトラーが政権をにぎりました。ヒトラーは、それまでの国旗を廃止して、自ら率いるナチス党の旗を国旗とし、それをかけながら侵略戦争を行いました。戦争に敗れたドイツは、戦後、国旗をもとの三色旗にもどし、戦争を反省し、被害をあたえた国々への補償に努めました。その後、東西に国が分裂した時代に、東ドイツで新たな国旗が使われましたが、東西の統一後は、現在の国旗となりました。

では、日本の場合はどうでしょう。日の丸は、薩摩藩（鹿児島県）の船印であったものを、江戸幕府が、幕末になって、日本船全体の船印とすることを、欧米諸国に伝えました。そして、明治政府も、日本の国籍を示す船印とし、国旗としてあつかわれるようになりました。

しかし、明治時代以降、日本は、日清・日露戦争、朝鮮の植民地化、15年戦争という不幸な歴史をたどってきました。こうしたできごとを通じて、日本の侵略を受けたアジアの人々の目には、日の丸は侵略のシンボルとしてうつってきたのです。そして、今もなお、アジアの人々の日の丸に対する感情には、複雑なものが残されています。

国旗や国歌には、その国の歴史や文化、理想がこめられています。ですから、たがいにこれを尊重し合わなければなりません。自国の旗と歌が、世界の人々から自然にとうとばれるようになるためには、世界の人々から尊敬されるよう努めていく必要があります。

わたしたちは、過去の日本の行為によって被害を受けた人々のことをわすれてはなりません。歴史の反省のうえに立って、これらの人々から信頼を得られるようにしていくことがなによりも大切です。

(文部省 1995a: 4による)

## 資料 2 修正後のドイツ国旗に関する記述

ドイツでは、第2次世界大戦前に政権をにぎったヒトラーが、自ら率いるナチス党の旗を国旗とし、戦争を行いました。敗戦後、東西に分裂した時代に、西ドイツでは国旗がもとの三色旗にもどされましたが、東ドイツでは三色旗をもとにした新しい国旗が使われました。1990年の東西ドイツの統一後は、もとの三色旗が現在の国旗となりました。

(文部省 1995a: 4による)

## 資料 3 修正後の日の丸に関する記述

日本の日の丸は、江戸幕府が広くヨーロッパなどの国々と国交を開くために、幕末に日本船全体の船印とすることを欧米諸国に伝えたものです。明治政府も日本の国籍を示す旗とし、国旗としてあつかうようになりました。その後、日清・日露戦争、朝鮮の植民地化、15年も続いた戦争、戦後の民主化の時代を経て、現在にいたっています。

(文部省 1995a: 4による)

## 資料4 従軍慰安婦に関する教科書記述

政府は、朝鮮人に対して、名前を日本式に変えることや、神社にお参りすることを強制しました。また、朝鮮にも徴兵令を出して、多くの男性を日本軍の兵士として戦場に動員しました。若い女性も、工場などにかり出されました。

(A社 1999: 113による)

記述不十分との検定意見にもかかわらず、修正後の記述はドイツ・日本ともに文量が大きく減っている。執筆者の歴史観を投影する「侵略」や「反省」, 「不幸」, 「シンボル」の語句が消えるだけでなく、ドイツの戦後補償や日本に対するアジアの人々の視線に関する記述そのものが修正後には存在しない<sup>3)</sup>。これらに替わって新たに挿入されたのが、インドネシアの国旗の事例「独立宣言後に初めてかかげられた国旗は、国宝(こくほう)として大切に保存(ほぞん)されています。このことは、苦難の末に独立を達成した人々の喜びをよく表しています。」(一部抜粋)である。また、最後のまとめの段落も書き換えられていて、最後の結びは「わたしたちは、自国はもちろんのこと、他国の国旗・国歌を十分に尊重していく態度が必要です。」(一部抜粋)となっている。すなわち、資料1に付された検定意見に対しては、日の丸に関する記述を書き加えるのではなく、学習指導要領の「諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てよう配慮すること」に則った記述を増やすことで検定に合格したと解釈することができる。

1990年代の後半は、中学校の歴史分野における「従軍慰安婦」の教科書記述が大きく問題視された時期である。この語句をそのまま記述した小学校の教科書は存在しないが、A社による1999年発行の小学校社会科6年上には関連する資料4の記述がみられる<sup>4)</sup>。

この教科書記述が従軍慰安婦関連のものであることは、資料4を見ているだけでは理解し難い。ここには、検定意見による修正が含まれており、修正前の原文(申請図書)では、最後の一文が次のように異なって記述されていた。

「若い女性も、挺身隊などという名目で、戦地に送り出しました。」(文部省 1995b: 62)

記述が修正されなかった部分から通しで見ると、注意すべきは「政府」「強制」「若い女性」「挺身隊」「名目」「戦地」の六つの語句になるであろう。すなわち、段落全体として、日本政府が朝鮮の若い女性を名目上は挺身隊として実質は違う目的で強制的に戦地へ連行した、と読むことができる。教師もしくは大人の目線では、真の目的の一つが従軍慰安婦であると想定することは容易であろう。しかし、それは当該教科書の学習者である小学6年生にはほとんど不可能で、「若い女性も」とあることから男性と同様に兵士になった、という誤解を招く恐れがある。教科書検定においても、上記の申請図書記述に対して「表現がわかりにくく不明確であるので、発達段階を考慮し記述を工夫していただきたい。」(文部省 1995b: 62)という趣旨の検定意見が付され、記述の修正を経て、資料4の内容が教科書記述として確定している。

ここで再度、教科書の記述(資料4)を見直してみたい。申請図書の原文と比べて、「挺身隊」や「名目」というわかりにくい表現は削除されている。「戦地」も無くなり、表面上は従軍慰安婦に言及していると解釈される余地は無くなったかのように見える。しかし、「戦地」と入れ替わった「工場など」の「など」には戦地を含むと考えることもできる。また、最後の文章の言い回しは「送り出しました」から「かり出されました」に変更され、これを見るかぎり強制連行の文脈はむしろ強くなっている。

検定意見の趣旨は、児童の発達段階を考慮した記述の工夫を求めるものであった。この工夫には、およそ次の二つの方法・対応が考えられる。一つは、問題のある事象に関して、文量を増やし、より丁寧な説明をすることで、児童が十分に理解できるようにしようとする。いま一つの方法は、問題の箇所を削除し、事象そのも

のを扱っていない形にしてしまうことである。資料4の従軍慰安婦の事例では、教科書会社は後者の方法で検定意見に対応し、検定に合格している。前者の修正法が教育上好ましいと考えられる場合でも、日本の検定制度はそれを強制することができない。民間の教科書会社が作成する商品としての教科書には編集経費や販売促進上の制約が存在しており、教科書検定による修正要求を最低限の水準で満たすにすぎない記述も教科書には含まれてくるのが現状である。言い換えれば、児童・生徒が「素直に読めば」誤読するかもしれないが「こうも読める」ので排除されない記述が教科書には残っており、その間のギャップを埋める役割は主として学校現場の教師が担うことにならざるを得ない。

### III 地理教科書でも従軍慰安婦

「従軍慰安婦」が多くの教科書に記載されるようになったのは、1996年2月に検定合格した中学校社会科の教科書においてである。同年6月に前年の検定概要が公開されると、従軍慰安婦の記述の是非や強制性の定義をめぐる議論がマスコミで大きく取り上げられるようになる<sup>5)</sup>。これらの教科書が申請図書として文部省に提出されたのは95年の4月であり、当該図書が教科書会社で編集集中であった93年8月に、当時の宮沢喜一内閣における河野洋平官房長官が関連す

る資料5の政府談話を発表した。

この談話の要点は、当時日本政府が従軍慰安婦の強制連行に直接従事したことを認め、今後その旨を歴史教育に反映させると表明したことにある。教科書記述への直接の因果関係は不明だが、その後1995年度に検定を受けた全7社の中学校社会科歴史的分野の教科書に、従軍慰安婦に関する記述が掲載されている。

従軍慰安婦は過去の歴史的事象として記載されているだけではない。現代における戦後補償の問題として社会科の他の分野でも資料6のように扱われている<sup>6)</sup>。

資料6は、「一つの民族二つの国—朝鮮半島の南と北」と題する見開き2ページのなかで文量にして約3分の1を占める<sup>7)</sup>。この前段では「二つに分けられた朝鮮半島」の見出しで半島分断の歴史的経緯が述べられ、後段には「北朝鮮の経済」に関する記述が配置されている。朝鮮半島に体制の異なる二つの国家が存在することは、地理的認識に関わる重要な学習項目といえよう。しかし、分断の歴史的経緯や戦後補償に関する記述が本文全体の3分の2を占める状況は、地理的分野の教材として妥当なものであろうか。

学習指導要領によれば、資料6が直接該当するのは「世界の諸地域の中からいくつか地域や国を取り上げ、それぞれの地域や国の人々の生

## 資料5 従軍慰安婦に関する日本政府の見解

いわゆる従軍慰安婦問題については、政府は、一昨年12月より、調査を進めて来たが、今般その結果がまとまったので発表することとした。

今次調査の結果、長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。

(中略) われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する。なお、本問題については、本邦において訴訟が提起されており、また、国際的にも関心が寄せられており、政府としても、今後とも、民間の研究を含め、十分に関心を払って参りたい。

(外務省 1993による)

## 資料6 地理教科書における従軍慰安婦

## 朝鮮半島と日本の役割

日本は朝鮮半島を植民地とし、人々に大きな苦しみをあたえた。第二次世界大戦後50年以上たった今でも、経済的な結びつきは強くなったが、心から理解し合うような状況にはなっていない。日本は国家の間での賠償問題は解決済みであるとしているが、強制連行された人々や従軍慰安婦にされた人々などからは、日本があたえた心とからだの痛みに対する個人への補償が求められている。わたしたちは朝鮮半島の人々と日本との間にあるさまざまな問題を早急に解決し、たがいに本当に理解し合えるようにしていかなければならない。

(A社 1999: 56-57による)

## 資料7 従軍慰安婦に関する訂正申請を伝える新聞記事

## 慰安婦記載

## 「従軍」「強制」を削除

## 中学教科書 大手2社が訂正申請

教科書大手の東京書籍（東京都北区）と教育出版（千代田区）の二社は九日までに、中学校社会科の教科書に記載されている「従軍慰安婦」について「慰安婦」と改めたり、強制連行についての記載を省くよう文部省に訂正を申請した。両社の教科書は一九九五（平成七）年度に検定をパスしているが、同省は訂正を認めるとみられる。両社とも説明を拒んでいるが、突然の訂正の背後には“自虐的な”教科書を採用しないよう求める運動の影響があるとの指摘もある。今回の訂正により歴史的分野で「従軍慰安婦」と表記する社は七社中二社のみとなり、来年度以降、ほとんどの教科書から「従軍慰安婦」の言葉が消えることになりそうだ。

（中略）「従軍慰安婦」については、「慰安婦」などの表記も含めて九七年、中学校の社会科教科書に一齐に登場した。八二年に、検定基準に中国や韓国との間の歴史上の出来事について配慮を求める「近隣諸国条項」ができたこともあり、文部省は検定を通した。

一方で、教科書の第二次大戦時の記述などを問題にしている「自由主義史観」グループなどは「日本の教科書は自虐的だ」「慰安婦は商行為で強制連行はなかった」などと批判。“自虐的な”教科書を使わないよう各自治体に求める運動を起こしており、今回の訂正申請にも影響を与えたとみられる。

(中日新聞 1999年11月10日による)

活の特色が的確に把握できる地理的事象を中心にしてそれぞれの地域や国の特色を理解させ、世界が様々な地域や国から成り立っていることに着目させる。」(文部省 1989b: 18) および「世界の州や大陸をいくつかに分けて設定したまとまりのある地域又は国のうちから三つ程度を選んで取り上げること。この場合、取り上げる地域や国については、それらの地域や国を学習することによって現代の世界を構成する諸地域や諸国の特色が明確になり、かつ、我が国の国土の認識を深める上で効果的であるという観点から選ぶこと。」(文部省 1989b: 21) の規定である。現行の学習指導要領で全面的に導入されている事例学習が、世界の諸地域に関しては

1989年の時点ですでに明記されている。すなわち、資料6は、東アジアという事例地域の学習を通じて、世界の地域構成や諸地域の特色、および日本の国土認識に関する生徒の理解が深まるものでなければならない。そして、従軍慰安婦は「地域や国の人々の生活の特色が的確に把握できる地理的事象」であるとともに、「地域や国の特色を理解させ」るのに有効なものはずである。

従軍慰安婦を上記の「地理的事象」として扱うには、この事象が東アジアの地方的特殊性を示すものとして重要であるか、または世界の他の地域にも適用可能な一般的共通性を有している必要がある。従軍慰安婦は、東アジアや朝鮮

半島に固有の地域的特色を理解するために不可欠なものといえるのであろうか。また、現代の戦後補償問題として世界の諸地域・諸国家のうちどの範囲まで共通する話題なのであろうか。さらに、日本の国土認識に資する点では、性産業の国内分布に注目することになるのであろうか。このような地理学習の本質との関連を従軍慰安婦の教科書記述から読み取ることはできない。

ところで、資料6の教科書記述は1997年度から99年度までの3年間学校現場で使用された後、資料7の報道記事に見られるような修正が施されている。2000年および01年のA社教科書では、資料6の4行目「従軍慰安婦」から「従軍」が削除され「慰安婦」のみとなっている<sup>8)</sup>。

序論で簡単に触れたように、検定に合格した教科書も軽微な欠陥については、訂正申請の制度を通じて教科書会社は随時修正を行うことが可能である。ここでの「軽微な欠陥」とは、「誤記、誤植、脱字若しくは謝った事実の記載又は客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載」や「学習を進める上に支障となる記載、更新を行うことが適切な事実の記載若しくは統計資料の記載又は変更を行うことが適切な体裁」であり、これらを発見したとき教科書会社は「内容の同一性を失わない範囲で」訂正を行うことができる（教科用図書検定規則第3章第13条）。

「従軍」の削除は、量的には軽微な修正といえるだろう。しかし、内容的には決して軽微とはいえない。当該訂正申請は新聞記事として報道されただけでなく、2000年2月の衆議院予算委員会第三分科会および同年4月の衆議院文教委員会において関連する質疑がなされている<sup>9)</sup>。これらは、社会科教科書の政治性・社会性を端的に示す事例である。

資料7の報道では、社会科教科書に従軍慰安婦が記述されるようになったこと、および当該記述が訂正申請によって修正された背景には、それぞれ文部省の教科用図書検定基準における「近隣諸国条項」と「自由主義史観」グループの運動があるとしている。前者は、高校日本史教科書の検定について1982年に日本と中国・韓国

の間で外交問題となったことから、同年に検定基準のなかに追加されたものである<sup>10)</sup>。これ以降、中国や朝鮮半島に関する近現代の歴史的記述に検定意見を付けることは抑制的になったといわれている。社会科教科書の政治性・社会性の考察には、歴史観にもとづく国内グループの活動から、文部省（現文部科学省）の行政行為、さらには諸外国との外交関係にいたるまで広範な視座を必要としている。

#### IV 小括

教科書は教科の主たる教材にすぎない。社会科という教科の特性を決定づけるのは何よりも教室での授業実践である、という指摘はまさにその通りである。日本の教科書が検定制度を採用しており、民間の教科書会社が作成した申請図書には執筆者として経験豊富な授業実践者が多数参画している。教科書には授業実践の結果がフィードバックされ、教科の特性を映す鏡の役割を果たす。とくに社会科の場合、教科書は社会の事象を扱うのであるから、現代世界の政治や経済、社会の有り様から自由であることはできない。

本稿は、教科書検定による記述の変化を通じて社会科という教科の特性を明らかにしようとしてきた。その第1段階として、ここでは政治的な特性に着目している。具体的には、検定意見をとまなう小学校社会科の国旗と従軍慰安婦の事例、および訂正申請に関わる中学校社会科の従軍慰安婦の事例を取り上げ、議論の素材としている。

社会科の政治的特性は、教科書記述の文脈として読み取ることができるが、それは「こうも読める」という大人の視点で記述が許容されており、児童・生徒にとって最適な表記・表現にはなっていない。また、教科書には軽微な修正としての訂正申請が随時施されているが、なかには、わずかな語句の修正にも政治的な背景が存在することに留意すべきであろう。

2006年には高校日本史の教科書検定があり、沖縄集団自決に関する記述について、検定による申請図書の修正と翌07年には訂正申請による教科書の再修正が行われた。ここでも、従軍慰

安婦と同様に「強制性」が再び議論の対象となっており、本稿が示した教科書特性は10年後の現在においても共通する部分が少なくない。

無論、政治性は社会科の特性の一側面を示すものであり、他の重要な特性については稿を改めて論じたいと考えている。

## 謝辞

元長野工業高等専門学校長の浅黄谷剛寛先生、帝京大学教授の滝沢由美子先生および文部科学省初等中等教育局主任教科書調査官の松井秀郎先生には教科書検定の実務に関して御指導・御教示を賜った。また、大阪教育大学教授の水野恵司先生には資料の収集・確認で御支援を賜った。ここに記して厚く御礼申し上げます。

## 注

1) 国立国会図書館の蔵書検索 (NDL-OPAC) によれば、1990年以降に関して「教科書検定」のタイトルで検索される和図書は28件、雑誌記事は242件存在する (2009年9月2日時点)。これらの多くは、教科書検定の制度論もしくは歴史教育の特定事象に焦点をあてた政治的解釈であって、教科教育の研究に直接資するものではない。とくに社会科の地理的分野に関しては、近藤 (2007) による第二次大戦前の教科書分析があるにすぎない。

2) 本稿は、特定の教科書出版社の誹謗または宣伝を意図するものではない。申請図書や教科書の出版社名を明示しないのは検証の便宜を損なうことになるが、誤解を避けるためにアルファベット表記としている。使用した資料の一覧は以下の通りである。

教育出版 1994.『社会6下』(申請図書).

教育出版 1995a.『中学社会 地理』(申請図書).

教育出版 1995b.『①編集趣意書 (中学校社会科 地理的分野)』(申請図書).

教育出版 1999.『社会6上』.

教育出版 1999.『中学社会 地理』.

教育出版 2001.『中学社会 地理』.

東京書籍 1994.『新編新しい社会6上』(申請図書).

東京書籍 1999.『新編新しい社会6上』.

清水書院 1999.『日本の国土と世界 中学校 地理』

3) 資料1の15・16行目「明治時代以降、日本は、日清・日露戦争、朝鮮の植民地化、15年戦争とう不幸な歴史をたどってきました。」は見方によっては日本の近現代史を総括した一文といえるかもしれない。この文は微調整後に資料3でも「その後、日清・日露戦争、朝鮮の植民地化、15年も続いた戦争、戦後の民主化の時代を経て、現在にいたっています。」の形で残存している。後者では、イデオロギーと結びつく戦争名称「15年戦争」を普通名詞化し、「戦後の民主化の時代」を挿入することで子どもたちに一面的な歴史認識を与えないための最低限の配慮がなされている。

4) 1995年に検定合格した5社の教科書のうち、いま一つB社の申請図書にも見方によっては従軍慰安婦に関連する記述「日本軍は、アジアの各地で、女性や子どもをふくむ多くの人々を、さまざまな目的で戦争にかり出し、その地域の資源(しげん)を取り立てました。」があった(文部省 1995b: 56)。

5) たとえば、テレビ朝日は1996年11月から97年1月にかけて以下の三つの討論番組を放映している。

田原宗一郎の異議あり 1996年11月.『「自虐的歴史教育」に異議あり! 藤岡信勝さん』テレビ朝日.

田原宗一郎の異議あり 1997年1月.『小林よしのり氏の「従軍慰安婦」問題認識に異議あり!』テレビ朝日.

朝まで生テレビ! 1997年1月.『激論!“従軍慰安婦”問題と歴史教育』テレビ朝日.

関連して出版された文献は多数に上るが、論点を簡明にまとめたものとしては西尾・藤岡 (1996) および吉見・川田 (1997) がある。

6) 地理的分野では、いま一つC社が東アジアを学習する最初の見開きで、A社と同様に戦後補償の問題として従軍慰安婦を記述している(C社 1999: 110-111)。ただし、事例地域学習の冒頭に配置されていることから、C社の場合は地理学習の本体部分に入る前の背景説明であると見なすこともできる。



7) 社会科の教科書は、多くの場合、見開き2ページで一つの学習単元を構成するように作成されている。A社申請図書編集趣意書にも「内容の精選をはかり、授業を展開しやすいように、原則として1項目を見開き2ページで構成するようにつうしました。また、各項目のはじめに、学習内容の中心的課題を示し、生徒が主体的に学習を進められるよう配慮しました。」とある。

8) 2002年からは、現行学習指導要領への改訂にともなって、学び方を学ぶ事例地域学習が大幅に導入され、地理的分野の教科書では従軍慰安婦に関する記述はみられなくなっている。

9) たとえば、前者の予算委員会では、民主党松崎公昭分科員の質問「昨年の十一月に二つの会社から、「従軍」の字句を削除した、これはどういう理由で、またどういう背景で急にそうなったのでしょうか。」に対して当時の文部省初等中等教育局長であった御手洗康政府参考人が「昨年の九月から十一月にかけて、三つの中学校の社会科の発行者から、御指摘の慰安婦に関する記述の訂正について、教科書検定規則に基づきまして申請がございました。これにつきましては、訂正理由といたしましては、いずれも、実際に教科書を使用したことによりまして、学習を進める上で支障があるというような理由がついておるわけでございます。具体的には、一つは、従軍慰安婦の「従軍」を改めるということ、それから、強制的に戦場に送り出されたという記述を、意思に反して戦地にと。こういった従軍という記述と強制的に戦場にと、この記述が訂正されたということでございます。」と答弁している(国会会議録検索システム[003/005] 147 - 衆 - 予算委員会第三分科会 - 2号 平成12年2月28日, <http://kokkai.ndl.go.jp/>, 最終閲覧日: 2009年9月3日)。

10) 小・中学校の社会科および高等学校の地理歴史科・公民科の教科書について、その選択・扱い及び組織・分量は「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること。」と規定されている(義務教育諸学校教科用図書検定基準(1999年1月25日文部省告示第15号)、および高等学校教科用図書検定基準(1999年4月16日文部省告示第96号))。

## 文献

- 伊東亮三 1984. 授業では消える教科書の不思議. 教育科学社会科教育 256: 124-131.
- 外務省 1993. 慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話.  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/kono.html> (最終閲覧日: 2009年9月2日).
- 木村博一 2003. 社会科教科書の改善と教師の授業能力の成長 - 「教育内容」としての教科書と「教材」としての教科書の両立. 教科書フォーラム 1: 31-40.
- 近藤裕幸 2007. わが国の教科書検定制度下における旧制中学校地理教科書の多様性. 人文地理 59: 402-415.
- 佐藤高明 1987. 『教科書検定の現場から』早稲田出版.
- 高嶋伸欣 1994. 『教科書はこう書き直された!』講談社.
- 寺尾建夫 2001. 社会科教科書の研究. 全国社会科教育学会『社会科教育学ハンドブック』134-143. 明治図書.
- 西尾幹二・藤岡信勝 1996. 『国民の油断 歴史教科書が危ない!』PHP研究所.
- 文部省 1989a. 『小学校学習指導要領(平成元年3月)』大蔵省印刷局.
- 文部省 1989b. 『中学校学習指導要領(平成元年3月)』大蔵省印刷局.
- 文部省 1995a. 『「テーマ」に関する検定意見について』文部省初等中等教育局教科書課.
- 文部省 1995b. 『平成6年度教科書検定結果の記者レクに際し、記者の質問に対する教科書課長の回答概要をまとめたもの』文部省初等中等教育局教科書課.
- 山本友和 2008. 小・中学校教師による社会科教科書に対する評価の分析的考察. 上越社会研究 23: 1-10.
- 吉見義明・川田文子 1997. 『「従軍慰安婦」をめぐる30のウソと真実』大月書店.